

試験問題（解答時間40分）（100点）

I. 巡回監査 I

問1

次の文章は、税理士法第1条及びその説明文です。□A□から□J□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（同じ語句を2回以上使用することも可）（計10点）

税理士法第1条

税理士は、税務に関する専門家として、□A□な立場において、□B□の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された□C□を図ることを使命とする。

(1) 税務に関する専門家（税理士の専門性）

単に税法を解釈し適用するだけでなく、広くさまざまな事象に関して法令との□D□を判断し、納税者を指導します。

(2) □A□な立場

□A□な立場とは次のようなことをいいます。

①関与先または税務当局のいずれにも偏らない態度

②自己の信念に基づく□E□を堅持

③□F□という趣旨から、税務当局に対して、対等な立場で主張すべきものは主張するという姿勢

(3) □B□の理念

□B□とは、納付すべき税額を納税者の申告によって確定する方式をいいます。申告がない場合、または申告税額の計算が各税法の規定に従っていなかった場合に限り、□G□が正しい所得を確認、通知する処分によって確定します。これは、租税法の第一次的解釈権は納税者である国民にあるという、□H□の表れです。

(4) □C□

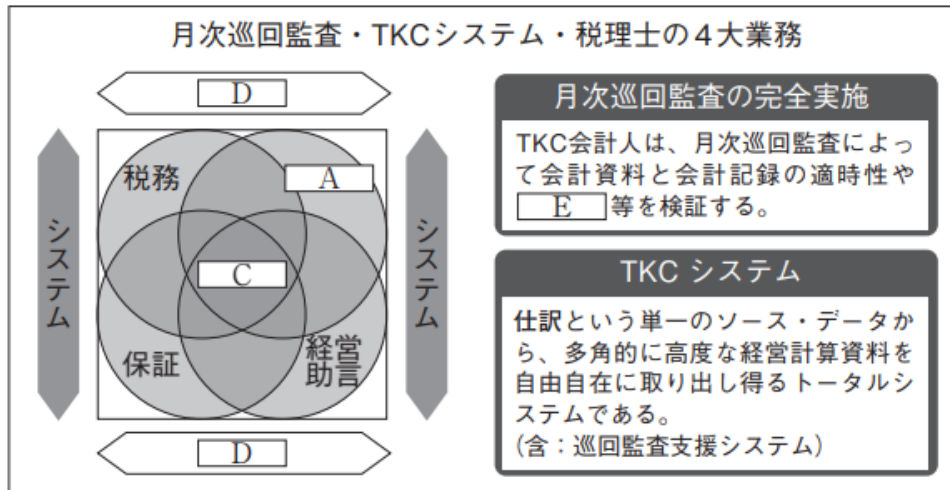
税理士は、法律の規定に従って□I□の正しい申告を援助することを社会から要請されています。税理士法第1条に述べられた□J□を果たすことによって、納税義務者の信頼に答えることができます。

- | | | | |
|----------------|-----------|-------------|-------------|
| 1. 租税法律主義 | 2. 適正性 | 3. 申告納税制度 | 4. 公正な判断と良識 |
| 5. 独立した公正 | 6. 税務署長 | 7. 納税者主権主義 | 8. 税理士 |
| 9. 税理士の使命 | 10. 納税者 | 11. 租税正義の実現 | 12. 税理士の専門性 |
| 13. 納税義務の適正な実現 | 14. 中正で誠実 | 15. 法の適用と納税 | |

問2

次の図と文章は、TKC会計人が取り組むべき税理士の4大業務に関するものです。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

TKC全国会では、「税務業務、□A業務、保証業務及び経営助言業務が税理士の4大業務であり、税理士は、税務・□A・保証・経営助言領域における財務的・□B的なデータの専門家である」としています。中心をなすのは□Cで、□DとTKCシステムが一連の仕組みを下支えしています。



- | | | | |
|-------|----------|-----------|---------|
| 1. 会計 | 2. 適法性 | 3. 企業会計原則 | 4. 申告書 |
| 5. 経済 | 6. 完全網羅性 | 7. 月次巡回監査 | 8. 会計帳簿 |

問3

次の文章は、『TKC会計人の行動基準書（第四版）』解説書の会員の使命について書かれたものです。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計5点）

1-2 会員の使命

1-2-1 会員は、職業会計人としての職責の重大性を認識し、□Aと高潔な人格の陶冶に努めるとともに、高度に専門的な知識の修得とTKCシステムの徹底活用^(注1)により□Bを支援しなければならない。

1-2-2 会員は、その事務所に勤務する職員に対し、常にTKC会員事務所の職員としての品格の陶冶と専門的知識・技能の修得とを指導するとともに、職業上の□Cの注意義務を怠ることのないよう監督しなければならない。

1-2-3 会員は、本行動基準書が職業会計人の□Dを獲得することを願って制定されたものであり、自らを律するほか、□Eの職業会計人に対してもその趣旨を周知させるように努めなければならない。

注1：「TKC会計人の基本理念25項目」の2

- | | | |
|-----------|---------------|--------------|
| 1. 独立性の保持 | 2. 社会的信頼 | 3. 善良な管理者として |
| 4. 会員以外 | 5. 中小企業の存続・発展 | 6. 関与先 |
| 7. 相当 | 8. 税理士会 | |

問4

次の文章は、『TKC会計人の行動基準書（第四版）』解説書 第2章倫理規定2-4相当の注意に関するものです。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。
(計5点)

2-4 相当の注意

会員は、□Aを確保し、かつ関与先にとって、法の許す範囲で最も□Bな結果を得るように、□Cとして相当の注意をもって業務を遂行しなければならない。

[解説]

税理士法第45条では、税理士の責任について規定し、これに反した場合の罰則を定めている。それによると、故意に□Aに反して税務代理もしくは税務書類の作成をしてはならないし、「相当の注意」を怠ってはならないと規定されている。われわれ会員は関与先のニーズを的確に把握するとともに上記の税理士法の規定を常に念頭において業務を遂行する必要がある。

そのためには、巡回監査が断行できる条件を整えることに徹底した努力を尽くすことが肝要である。本行動基準書は、3-2において「巡回監査」と称する業務の□Dを設けているが、巡回監査業務の遂行に際しては特に「相当の注意」をもってこれに当たる必要がある。ここにいう「相当の注意」とは、□Cならば当然に払わなければならない注意をいう。そして、「相当の注意」をもって業務を遂行するためには、関与先の協力確保と□Eの知悉が前提となるので、その努力を怠ることはできない。

- | | | | |
|--------|----------|---------|---------|
| 1. 有利 | 2. 職業専門家 | 3. 経営状況 | 4. 実践規定 |
| 5. 独立性 | 6. 真正の事実 | 7. 標準業務 | 8. 倫理規定 |

問5

次の文章は書類の提出期限に関するものです。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

(1) 発信主義が適用される書類

「発信主義」とは、□A□により表示された日を提出日とみなすことをいいます。所得税の確定申告書のように「3月15日まで」など一定の日時を提出期限として定められているものは、「発信主義」が適用されます。

(例) 所得税の確定申告書、□B□、青色事業専従者給与に関する届出書

(注) 発信主義の適用範囲を定める告示は、平成18年4月1日以降の通信日付印が表示されている郵便物または信書便物について適用されます。なお、電子メールによるものは□C□が適用されます。

(2) 到達主義が適用される書類

「到達主義」とは、税務官庁へ書類が到達した時を提出日とすることをいいます。提出期限について「速やかに」「遅滞なく」「直ちに」「相当の期間内に」など、具体的な提出期限の定めがない書類は、「到達主義」が適用されます。

(例) □D□、納税地の異動に関する届出書、青色事業専従者給与に関する変更届出書

(3) 消費税の届出書の期限

消費税法においては、例えば、簡易課税の選択届出書は「……当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間……から適用する」という規定になっており、期限に関する規定ではないので、□E□の特例規定の適用はありません。したがって、適用しようとする課税期間開始の日の前日までに提出する必要があります。

1. 到達主義	2. 休日の場合	3. 消費税課税事業者届出書
4. 発信主義	5. 通信日付印	6. 青色申告承認申請書
7. 納付期限	8. 応当する日	

問6

次の文章は民法の契約について述べたものです。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(同じ語句を2回以上使用することも可) (計10点)

契約とは、相対立する者の意思(例えば売りたい、買いたいという意思)の合致により権利・義務を発生させる□A□をいいます。遺言のような単独行為は1つの□B□により成立するのに対し、契約は2つ以上の意思の合致を必要とします。どのような契約をするかは、□C□に反しない限り、原則として当事者の自由です。

いったん当事者間で契約を結ぶと、その契約関係が終了するまで、お互いにその契約内容に拘束されます。したがって、契約を結ぶときは慎重な判断が必要となります。契約は口頭でも成立しますが、トラブルがないよう書面を作成し、契約内容を明確にしておかなければなりません。

契約の例：贈与契約

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生じます。(民法第549条)

当事者の一方(贈与者)が無償で、ある財産を相手方(受贈者)に与える意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する契約を、贈与契約といいます。親が子に対して、家を買う資金や不動産そのものを与えることがあります。これが贈与契約の典型的なものです。

口頭による贈与の約束は、履行するまでの間はお互いに□D□ことができます。書面ではっきり□E□した場合にのみ、契約としての贈与は取り消すことのできない確実なものになります。

- | | | | |
|-------|------------|---------|---------|
| 1. 契約 | 2. 信義誠実の原則 | 3. 法律行為 | 4. 署名押印 |
| 5. 修正 | 6. 取り消す | 7. 公序良俗 | 8. 意思表示 |

問7

次の文章は株主総会に関する記述です。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

株式会社の□Aで、すべての株式会社で必ず設置されます。取締役・監査役の選任・解任など、株式会社の組織・運営・管理などに関する重要事項を決定する機関です。

株主総会には、決算期ごとに開催される年一度の□Bと、必要に応じて随時開催される臨時総会があります。株主総会で決議しなければならない事項は、次のとおりです。

- ・役員（取締役、監査役、会計参与）及び□Cの選任・解任
- ・取締役、監査役、会計参与の報酬
- ・計算書類の承認
- ・□Dの配当、処分
- ・□E
- ・事業の全部または重要な一部の譲渡

- | | | | |
|--------|-------------|----------|----------|
| 1. 剰余金 | 2. 就業規則の変更 | 3. 定時総会 | 4. 会計監査人 |
| 5. 株式 | 6. 最高意思決定機関 | 7. 定款の変更 | 8. 会計参与 |

問 8

次の文章は、「社会保険制度」について述べたものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

(1) 健康保険 (□ A □)

健康保険は、健康保険の被保険者が業務及び通勤以外の事由による病気やケガ、休業などの保険事故に対して□ B □を中心とした保険給付を行うものです。

健康保険には、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)と健康保険組合が管理する組合管掌健康保険(組合健保)があり、組合健保には、企業単独で運営する企業組合健保と同業者組合等が主催する組合健保があります。

(2) □ C □ 保険

主に老後の生活を支える年金制度ですが、老齢だけでなく被保険者や過去において被保険者であった人の障害や死亡の際に年金や一時金の保険給付を行い、被保険者や遺族の生活を救済しようとするものです。

(3) 雇用保険

社員が退職などで失業したときに、新しい勤め先が見つかるまで、一定期間援助(□ D □)するものです。さらに、公共職業安定所では、失業の予防や雇用機会の増大、能力の開発などに関する事業も行っています。

(4) 労働者災害補償保険 (□ E □)

仕事(業務上)や通勤の間(通勤途上)にケガなどをしたとき、事業主に代わって医療費や生活費を補償するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

1. 労災保険

2. 介護保険

3. 医療給付

4. 企業

5. 助成金

6. 厚生年金

7. 失業給付

8. 労働

問9

次の文章は、「TKC全国会による書面添付制度の推進」における「法人関与先の選考基準」について述べたものです。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

1. 巡回監査を完全に^(注)受けている企業であること。
2. 原則として、決算月以外の通常月において□Aを越えたデータ処理の遅延がないこと。
3. 原則として、法人企業は「財務三表+□B」利用、または「FX2等の自計化システム」を利用していること。
4. 会員が役員（会計参与を除く）に就任していないこと。
5. TKC財務会計システム／TKC税務情報システム（TPS1000）を原則として、□C以上利用していること。
6. 原則として、事業年度開始時点で「□D」を締結し、毎決算期到来時点で「□E」および「書類範囲証明書」等の決算証明三表の取得がなされていること。
7. 法人企業はTKCのe-TAXシリーズを用いて電子申告を実践し、「記帳適時性証明書」を提供していること。

(注)「完全に」とは、毎月1回以上会計記録が、取引を完全網羅的に、真実を、適時に、かつ整然明瞭に記録しているか否かについて、厳正な監査と指導が行われていることをいいます。

- | | | | |
|---------------|----------|-----------|----------|
| 1. 巡回監査支援システム | 2. 継続MAS | 3. 2カ月 | 4. 3カ月 |
| 5. 2年 | 6. 3年 | 7. 完全性宣言書 | 8. 基本約定書 |

問 10

次の文章は、「巡回監査の必要性」について述べたものです。□ A □ から □ J □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

税理士法は、税理士業務を行う職業会計人に対し、「真正の事実」を確保するために「□ A □」を課しています。また、企業の現状把握及び経営方針の決定に役立つ□ B □を得るためには、関与先の会計資料並びに会計記録を正確なものにする必要があります。このような点から、巡回監査の必要性を具体的に見ると、おおむね次の3点にまとめることができます。

(1) 相当の注意義務の履行(税理士法からの要請)

税理士業務を行う職業会計人には「真正の事実」を確保すること、そのために「□ A □」を果たすことが法的に課せられています。この相当の注意義務を果たすためには、関与先に出向いて、次の点を確認しなければなりません。

- ① 会計取引のすべてが洩れなく記録され、起票され、かつ個々の取引の内容が網羅的に記載されているか(□ C □)
- ② それらが□ D □でなく実在するものか(実在性)
- ③ その□ E □は適正か(適正性)
- ④ 取引記録や起票内容は□ F □のものか(□ F □性)
- ⑤ 記録や起票が□ G □に行われているか(□ G □性)

ここにいう「相当の注意」とは、職業専門家ならば10人中8、9人まで気付くような注意事項に対する関心配置のことをいいます。

(2) 関与先への□ H □と経理担当者の育成のため

伝票の正しい起票、不足している伝票の起票、誤り伝票の再起票、消費税対応に係る指導や助言等、関与先の経理担当者に正しい会計処理を指導し、育成する任務は、巡回監査を通じてこそ果たすことができます。

(3) □ I □のため

□ I □は的確かつ迅速でなければなりません。毎月の巡回監査を省略すると企業の活動実態が把握できず、□ I □を正確かつタイムリーに行うことができません。

財務会計に関する情報は、巡回監査というプロセスを通じて確保された、正確かつ□ J □の情報でなければ経営者の意思決定に役立ちません。

- | | | | | |
|---------|---------|--------|----------|------------|
| 1. 税務当局 | 2. 税理士法 | 3. 会社法 | 4. 事務管理 | 5. 最新 |
| 6. 経営助言 | 7. 会計指導 | 8. 真実 | 9. 架空 | 10. 相当注意義務 |
| 11. 客観性 | 12. 網羅性 | 13. 適時 | 14. 助言資料 | 15. 評価額 |

問 11

次の文章は、「一般的監査技術」の各手法について述べたものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

(1) □ A □

□ A □ は2つの監査技術から成り立っている複合監査技術です。

1つは、一般に証憑と呼ばれる文書証拠資料（請求書や領収書等）を、会計帳簿に記録されている取引と突合し、会計記録が一応取引を裏付ける文書証拠を有していることを検証します。

もう1つは、証拠資料である証憑自体の真実性を吟味することであり、会計記録の真実性は真正なる証憑資料によってのみ確認することができます。

(2) □ B □

相互に関連する帳簿や伝票を突き合わせ、補助簿と総勘定元帳との転記、補助簿と明細表との転記等が正しく処理されているかどうかを確かめる手法です。

(3) □ C □

帳簿や「売（買）掛金集計帳」等の縦横の合計額・差引残高が正確かどうかを確かめる手法です。入力データとしての会計伝票が合計額で起票される場合は、必ず□ C □ を実施しなければなりません。

(4) 勘定突合

相互に関連する諸勘定を突き合わせて、記録の正否を確かめる手法です。

(5) □ D □

文書証拠資料を検討して、監査に必要な情報を入手する手法です。社内規程、社内規則等が法令や諸原則に照らして適正であるかなどの監査に利用されます。

(6) □ E □

会計記録を通覧しながら、異常な項目を発見する手法です。

- | | | | |
|---------|---------|-------|---------|
| 1. 計算突合 | 2. 閲覧 | 3. 通査 | 4. 帳簿突合 |
| 5. 証憑突合 | 6. 勘定分析 | 7. 立会 | 8. 質問 |

問 12

次の文章は「継続MASの特長」について述べたものです。□Aから□Jに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

1. □Aの作成支援

関与先経営者と対話しながら、毎月の□Bでチェックした財務時系列データをもとにした「□A」の作成を支援できるTKC会計人専用のシステムです。

さらに詳細な経営計画の策定を必要とする場合には、設備投資計画、資金繰り計画、□C等を作成することができます。

中期経営計画の策定

現状から見た将来□Dの計画を策定します。

“いつでも”“すぐに”金融機関が求める「□D経営改善計画書」や新たな取り組みによる「□D経営革新計画」の参考資料を作成することができます。

単年度予算・□Eの策定

中期経営計画から、□Fを予算化した「単年度予算」を作成します。また、経営者への「□Gの質問」に基づく、簡易な「□E」の策定をすることもできます。

創業計画の策定

新たに事業を始める□Hの事業構想を基にした「6か年創業計画書」の策定をします。

2. □I「決算事前検討会」の開催支援

月次の巡回監査と四半期ごとの「□I」の開催によって、予算と実績の対比を行い、目標利益を達成するための行動計画(打ち手)を関与先経営者と一緒に検討します。

「決算事前検討会」では、期末までの業績予測と□J(納税額を含む)をシミュレーションします。

3.リアルタイムな業績管理の支援

継続MASで作成した「単年度予算」又は「□E」を自計化システムFX2クラウドに登録することで、継続MASの計画データと実績の対比を、関与先企業が毎日リアルタイムで把握することができます。

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|---------|
| 1. 1年目 | 2. 3か年 | 3. 7つ | 4. 前期実績 |
| 5. 5つ | 6. 5か年 | 7. 株主総会 | 8. 巡回監査 |
| 9. 決算対策 | 10. 経営計画書 | 11. 業績検討会 | 12. 創業者 |
| 13. 経理担当者 | 14. 部門別利益計画 | 15. 短期経営計画 | |

問 13

次の文章は、「記帳適時性証明書」について述べたものです。□ A □ から □ E □ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

「記帳適時性証明書」の発行目的は、関与先企業の経営者に対して、これまで実施した業務内容を報告する資料を提供することですが、併せて関与先企業が金融機関等に融資を求めるときに、その決算書が会計事務所の□ A □ の下に作成された会計帳簿と □ B □ 一致していることを証明するものです。なお、記帳適時性証明書は、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明しています。

- ① 当企業の会計帳簿は、会社法第432条に基づいて、「適時に」作成されていること。
- ② TKC会計事務所は、毎月、当企業を訪問して巡回監査を実施し、□ C □ を完了していること。
- ③ 決算書は法人税申告のため税務署に提出したものと □ D □ であり、別途に作成したものではないこと。
- ④ 法人税申告書は当該決算書に基づいて作成され、□ E □ までに電子申告されていること。

- | | | | |
|---------|--------|---------|-------|
| 1. 申告期限 | 2. 完全に | 3. 同一 | 4. 概ね |
| 5. 経営助言 | 6. 補助 | 7. 月次決算 | 8. 指導 |

問 14

次の文章は、「貸借対照表科目の監査のポイント」について述べたものです。□A□ から □E□ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

貸借対照表科目については、監査期間末日または事業年度末日における □A□ の確認、□B□ の妥当性、□C□ の実在性、負債の網羅性等が重要な監査事項となります。その監査の範囲や手法は、関与先企業の内部統制組織の有無、及びその内部統制機能の運用度合等により自ずと異なってきます。

特に、企業の内部統制の枠外に往々にして存在する「□D□」が不正につながる可能性があるため、「比較・通査・勘定分析」などの異常点発見の技法を通じて、これらの発見に努めることが重要となります。

例えば、□E□ 勘定は、税務調査や一般の会計監査においても重要な監査項目となっています。これは、企業の取引の多くが最終的には □E□ という形で有機的につながり、□E□ 科目を監査することにより、企業の会計上の仕組みや内部牽制組織がどの程度機能しているかをチェックできるからです。また、□E□ は持ち運びが容易で、記録や証拠として残りにくい等の特性を有するために不正が起こりやすいことから、□E□ 監査は非常に重要です。

- | | | | |
|-------|-------|-------|----------|
| 1. 時価 | 2. 残高 | 3. 評価 | 4. 架空取引 |
| 5. 現金 | 6. 預金 | 7. 資産 | 8. 事実の相違 |

【令和6年度巡回監査士補試験】巡回監査 I

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	5. 独立した公正
第1問	B	3. 申告納税制度
第1問	C	13. 納税義務の適正な実現
第1問	D	2. 適正性
第1問	E	4. 公正な判断と良識
第1問	F	13. 納税義務の適正な実現
第1問	G	6. 税務署長
第1問	H	7. 納税者主権主義
第1問	I	10. 納税者
第1問	J	9. 税理士の使命
第2問	A	1. 会計
第2問	B	5. 経済
第2問	C	8. 会計帳簿
第2問	D	7. 月次巡回監査
第2問	E	6. 完全網羅性
第3問	A	1. 独立性の保持
第3問	B	5. 中小企業の存続・発展
第3問	C	7. 相当
第3問	D	2. 社会的信頼
第3問	E	4. 会員以外
第4問	A	6. 真正の事実
第4問	B	1. 有利
第4問	C	2. 職業専門家
第4問	D	4. 実践規定
第4問	E	3. 経営状況
第5問	A	5. 通信日付印
第5問	B	6. 青色申告承認申請書
第5問	C	1. 到達主義
第5問	D	3. 消費税課税事業者届出書
第5問	E	2. 休日の場合
第6問	A	3. 法律行為
第6問	B	8. 意思表示
第6問	C	7. 公序良俗
第6問	D	6. 取り消す
第6問	E	8. 意思表示
第7問	A	6. 最高意思決定機関
第7問	B	3. 定時総会
第7問	C	4. 会計監査人
第7問	D	1. 剰余金
第7問	E	7. 定款の変更
第8問	A	2. 介護保険
第8問	B	3. 医療給付
第8問	C	6. 厚生年金
第8問	D	7. 失業給付
第8問	E	1. 労災保険
第9問	A	3. 2カ月
第9問	B	2. 継続MAS
第9問	C	5. 2年
第9問	D	8. 基本約定書
第9問	E	7. 完全性宣言書

問題番号	解答欄	模範解答
第10問	A	10. 相当注意義務
第10問	B	14. 助言資料
第10問	C	12. 網羅性
第10問	D	9. 架空
第10問	E	15. 評価額
第10問	F	8. 真実
第10問	G	13. 適時
第10問	H	7. 会計指導
第10問	I	6. 経営助言
第10問	J	5. 最新
第11問	A	5. 証憑突合
第11問	B	4. 帳簿突合
第11問	C	1. 計算突合
第11問	D	2. 閲覧
第11問	E	3. 通査
第12問	A	10. 経営計画書
第12問	B	8. 巡回監査
第12問	C	14. 部門別利益計画
第12問	D	6. 5か年
第12問	E	15. 短期経営計画
第12問	F	1. 1年目
第12問	G	5. 5つ
第12問	H	12. 創業者
第12問	I	11. 業績検討会
第12問	J	9. 決算対策
第13問	A	8. 指導
第13問	B	2. 完全に
第13問	C	7. 月次決算
第13問	D	3. 同一
第13問	E	1. 申告期限
第14問	A	2. 残高
第14問	B	3. 評価
第14問	C	7. 資産
第14問	D	8. 事実の相違
第14問	E	5. 現金